Ⅰ. 市　　勢

１．市の概要

① 位　　置　　北 緯　３４ 度 ４８ 分
　　東 経 １３５ 度 ３９ 分

② 海　　抜　　４．１ｍ ～ ３３０．０ｍ

③ 広 ぼ う　　東 西　１２．０ ｋｍ
　　南 北　　８．７ ｋｍ

④ 面　　積　　６５．１２ ｋ㎡

⑤ 市制施行　　昭和 ２２ 年 ８ 月 １ 日

２．市域の変遷

（単位：人、ｋ㎡）

年　月　日	種　　別	人　口	面　積
昭和１３年１１月　３日	枚方町・殿山町・山田村・樟葉村・川越村・ 蹉跎村が合併して枚方町となる。	24,166	40.62
昭和１５年１１月１５日	津田村・氷室村・菅原村が合併して津田町となる。	6,687	23.90
昭和２２年　８月　１日	枚方町が市制施行により枚方市となる。	41,041	40.62
昭和３０年１０月１５日	津田町と合併	59,327	64.52
令和６年　３月３１日	現　　在	393,047	65.12

平成 14 年 4 月 1 日　市域面積変更
平成 26 年 10 月 1 日　市域面積変更

３．人口

（１）　国勢調査人口の推移

（単位：世帯、人）

年　次	世帯数	人口			対前回増加人口	一世帯当たり人員	1㎢当たり人口密度
		男	女	計			
大正 9 年	4,971	11,666	12,048	23,714	－	4.77	368
大正 14 年	5,272	12,222	13,121	25,343	1,629	4.81	393
昭和 05 年	5,747	13,777	14,101	27,878	2,535	4.85	432
昭和 10 年	5,979	14,884	15,709	30,593	2,715	5.12	474
昭和 15 年	8,227	20,363	18,943	39,306	8,713	4.78	609
昭和 22 年	11,649	24,076	25,809	49,885	10,579	4.28	773
昭和 25 年	11,537	25,780	27,037	52,817	2,932	4.58	819
昭和 30 年	12,679	29,282	30,045	59,327	6,510	4.68	920
昭和 35 年	19,419	40,248	40,064	80,312	20,985	4.14	1,245
昭和 40 年	31,844	65,412	62,108	127,520	47,208	4.00	1,976
昭和 45 年	60,194	111,396	105,973	217,369	89,849	3.61	3,369
昭和 50 年	85,601	150,182	147,436	297,618	80,249	3.48	4,613
昭和 55 年	111,080	176,789	176,569	353,358	55,740	3.18	5,477
昭和 60 年	120,849	190,075	192,182	382,257	28,899	3.16	5,925
平成 02 年	128,955	192,475	198,313	390,788	8,531	3.03	6,006
平成 07 年	139,866	195,609	204,535	400,144	9,356	2.86	6,149
平成 12 年	147,934	195,430	207,133	402,563	2,419	2.72	6,187
平成 17 年	155,551	195,236	208,808	404,044	1,481	2.60	6,208
平成 22 年	163,983	195,570	212,408	407,978	3,934	2.49	6,269
平成 27 年	167,418	192,816	211,336	404,152	▲3,826	2.41	6,206
令和 02 年	172,253	188,191	209,098	397,289	▲6,863	2.31	6,101

〔注〕・　掲載数値は、大阪府において独自に各調査年次の結果報告書によって市町村区域を現在区域に組み替えたものである。

・　大正 9 年～昭和 22 年は、「現在地主義」で調査日に現存した場所で調査する方式により調査した場所の所在する市町村人口とした。

・　昭和 25 年からは、「常住地主義」で調査日に常住している人を調査した。

・　平成 2 年、17 年度の調査においては、市域面積は変更されている。

（２）　過去１年間の月別人口・世帯数

（単位：世帯、人）

区　　分	世　帯　数	人　　口		
		男	女	計
令和５年４月	185,579	189,241	206,205	395,446
５月	185,333	189,027	205,947	394,974
６月	185,360	188,943	205,834	394,777
７月	185,390	188,920	205,780	394,700
８月	185,860	189,123	205,969	395,092
９月	185,895	189,047	205,843	394,890
10月	185,987	188,983	205,836	394,819
11月	186,061	188,874	205,782	394,656
12月	185,778	188,659	205,562	394,221
令和６年１月	185,860	188,540	205,419	393,959
２月	186,059	188,448	205,384	393,832
３月	186,116	187,938	205,109	393,047

〔注〕人口・世帯数は、各月末の住民基本台帳の数値である。

（３）　住民基本台帳人口

（平成24年度以降、法改正により、住民基本台帳に外国人住民を含む。）

①　人口・世帯数

（単位：世帯、人）

年　　度	世 帯 数	人　　口			対前年度増加人口	一世帯当たり人口
		男	女	計		
令和３年度	183,077	189,675	206,540	396,215	▲1,972	2.16
令和４年度	185,118	189,103	206,197	395,300	▲915	2.14
令和５年度	186,116	187,938	205,109	393,047	▲2,253	2.11

〔注〕人口・世帯数は、各年度末の数値である。

②　人口動態

（単位：人）

年　　度	人口増加	社会動態			その他の動態	自然動態		
		社会増	転　入	転　出		自然増	出　生	死　亡
令和３年度	▲1,972	▲264	12,351	12,615	70	▲1,778	2,540	4,318
令和４年度	▲915	1,252	14,509	13,257	▲6	▲2,161	2,418	4,579
令和５年度	▲2,253	4	13,868	13,864	9	▲2,266	2,374	4,640

〔注〕その他の動態は、職権記載・職権消除の数値である。

③　年齢別人口（3区分別）

（単位：人）

年　　度	人　口	年　齢　別		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
令和３年度	396,215	48,415	233,725	114,075
令和４年度	395,300	47,489	233,704	114,107
令和５年度	393,047	46,349	232,440	114,258

〔注〕人口には、年齢不詳者を含む。

④年齢別人口（5 歳階級別）

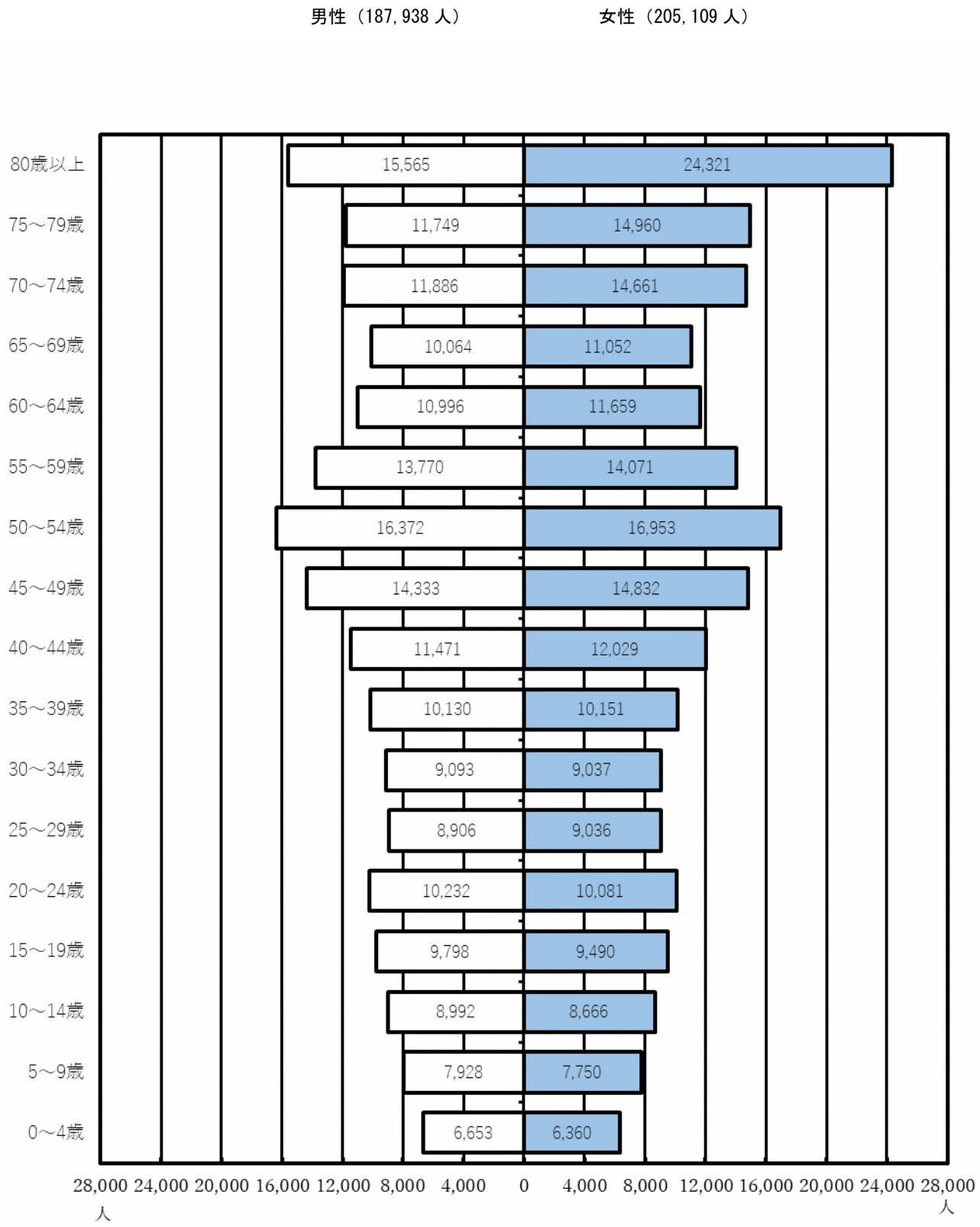

〔注〕市民の平均年齢は、47.83 歳（推定）である。

（４）　産業別人口

（単位：人、%）

区分＼実施年		平成12年国勢調査		平成17年国勢調査		平成22年国勢調査		平成27年国勢調査		令和2年国勢調査	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第一次産業	農業	1,005	0.6	1,128	0.6	859	0.5	840	0.5	797	0.5
	林業	4	0.0	3	0.0	10	0.0	11	0.0	6	0.0
	漁業	8	0.0	3	0.0	2	0.0	3	0.0	4	0.0
	計	1,017	0.6	1,134	0.6	871	0.5	854	0.5	807	0.5
第二次産業	鉱業	33	0.0	13	0.0	7	0.0	6	0.0	8	0.0
	建設業	15,884	8.6	14,006	7.7	11,009	6.4	10,129	6.0	9,440	5.9
	製造業	40,862	21.9	34,232	18.9	29,525	17.1	27,967	16.6	24,945	15.5
	計	56,779	30.5	48,251	26.6	40,541	23.5	38,102	22.6	34,393	21.4
第三次産業	卸売・小売業・飲食店	42,877	23.0	33,653	18.6	29,259	16.9	26,071	15.4	25,590	15.9
	金融・保険業	6,168	3.3	5,378	3.0	5,109	3.0	4,642	2.7	4,074	2.5
	不動産業	2,973	1.6	3,289	1.8	4,117	2.4	4,160	2.5	4,313	2.7
	運輸・通信業	11,743	6.3	9,380	5.2	9,760	5.7	9,134	5.4	9,482	5.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,222	0.7	820	0.5	876	0.5	799	0.5	769	0.5
	サービス業	52,441	28.1	67,228	37.1	65,692	38.0	67,149	39.8	69,598	43.3
	公務	6,866	3.7	7,282	4.0	6,554	3.8	6,248	3.7	5,791	3.6
	計	124,290	66.7	127,030	70.0	121,367	70.3	118,203	70.0	119,617	74.4
分類不能の産業		4,144	2.2	4,953	2.7	9,901	5.7	11,746	6.9	5,862	3.6
総計		186,230	100.0	181,368	100.0	172,680	100.0	168,905	100.0	160,679	100.0

〔注〕平成17年～令和2年については、「卸売・小売業・飲食店」のうち「飲食店」、「運輸・通信業」のうち「通信業」、「サービス業」から新設された「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」を「サービス業」に含めて集計している。また、平成22年～令和2年については、「サービス業」のうち「物品賃貸業」を「不動産業」に、「サービス業」から新設された「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」を「サービス業」に含めて集計している。（平成14年、平成19年日本標準産業分類改訂）

４．枚方市機構図

（令和6年4月1日現在）

※職員数は正職員、副教育長、総務部長を計数し、補職は下位のものを優先
※[ ]は、派遣職員で外数
※「－」は兼務職員のみの場合に表示
※会計管理者は会計課に計上
※◎は部等における総務担当課
※●は係名
※部・局等の職員数は、室・課の職員数の合計と合致しない場合がある。

- 市議会
  - 事務局 19
    - ◎議会総務課 5 ●議会総務係
    - 議事調査課 12 ●議事運営係 ●調査広報係
- 市長
  - 副市長 理事 1
    - 危機管理部 21
      - ◎危機管理政策課 11 ●危機政策係 ●消費者行政係
      - 危機管理対策推進課 7 ●消防・防災対策係
    - 市長公室 53
      - ◎秘書課 6 ●秘書係
      - 広報プロモーション課 14 ●広報係 ●ふるさと納税係
      - 広聴相談課 6 ●広聴相談係
      - 人権政策課 15 ●人権・非核平和係 ●いじめ対策係 ●男女共同参画係
      - 市民活動課 9 ●市民活動係
    - 総合政策部 58
      - ◎企画課 8 ●企画係
      - 政策推進課 13 ●ひらかた万博・政策推進係
      - 財政課 10 ●調整係 ●財政運営係
      - 行革推進課 9 ●行革推進係
      - DX推進課 14 ●共通システム係 ●業務システム係

- 市駅周辺まち活性化部 12
  - 9
    - ●市駅周辺再整備係
    - ●新庁舎整備係
- 市民生活部 206 [1]
  - ◎市民生活政策課 28
    - ●総務・おくやみ係
    - ●受付窓口係
    - ●証明発行係
    - ●窓口業務（津田支所）係
    - ●窓口業務（香里ケ丘支所）係
    - ●窓口業務（北部支所）係
  - 市民課 25
    - ●戸籍係
    - ●住基・マイナカード係
    - ●証明発行係
  - 医療助成・児童手当課 17
    - ●医療助成係
    - ●児童手当係
  - 保険年金課 36[1]
    - ●管理係
    - ●資格係
    - ●給付係
    - ●年金係
  - 保険納付課 15
    - ●管理係
    - ●徴収係
  - 納税課 21
    - ●管理係
    - ●徴税係
  - 債権回収課 4
    - ●債権回収係
  - 市民税課 27
    - ●諸税係
    - ●課税係
  - 資産税課 29
    - ●土地係
    - ●家屋係
    - ●課税・償却係
- 総務部 73
  - ◎人事課 8
    - ●任用係
    - ●人材育成係
  - 職員課 12
    - ●給与係
    - ●福利厚生係
  - コンプライアンス推進課 11
    - ●法務・事務適正化係
  - 総務管理課 15
    - ●庶務庁舎管理係
    - ●車両係
    - ●統計分析係
  - 財産活用課 7
    - ●財産管理係
    - ●財産活用係
  - 契約検査課 18
    - ●工事係
    - ●委託係
    - ●物品係
    - ●検査係

- 観光にぎわい部 59
  - ◎文化生涯学習課 16
    - ●文化芸術係
    - ●生涯学習総務係
    - ●サンプラザ生涯学習係
    - ●南部生涯学習係
  - 観光交流課 9
    - ●観光・国際化施策推進係
    - ●ひらかた万博・にぎわい推進係
  - 商工振興課 9
    - ●商工業振興係
    - ●創業支援係
  - 農業振興課 5
    - ●農業・里山振興係
  - 文化財課 9
    - ●文化財係
    - ●埋蔵文化財係
    - ●市史係
    - ●資料館係
  - スポーツ振興課 9
    - ●スポーツ振興係
    - ●野外活動センター係
- 健康福祉部 261
  - ◎健康福祉政策課 21
    - ●福祉政策・施設管理係
    - ●地域保健医療係
    - ●健康危機管理対策係
    - ●長寿・認知症対策係
  - 健康福祉総合相談課 11
    - ●高齢者支援係
    - ●生活支援係
  - 介護認定給付課 13
    - ●介護認定係
    - ●介護給付係
  - 健康づくり課 26
    - ●保健事業係
    - ●地域包括係
    - ●健康増進係
    - ●疾病対策係
  - 福祉指導監査課 17
    - ●介護事業者係
    - ●障害福祉事業者係
    - ●社会福祉法人等係
  - 臨時給付金課 4
    - ●臨時給付係
  - 福祉事務所 95
    - 障害企画課 9
      - ●障害企画係
    - 障害支援課 19
      - ●生活支援係
      - ●区分認定・手帳係
    - 生活福祉課 65
      - ●健康・総合支援係
      - ●高齢支援係
      - ●自立・就労・病院支援係
  - 保健所 70
    - 保健医療課 19
      - ●総務・精神保健係
      - ●医療係
    - 保健衛生課 24
      - ●食品衛生係
      - ●環境衛生係
    - 保健予防課 24
      - ●感染症係
      - ●難病係
      - ●疾病補助係
      - ●予防接種係

- 子ども未来部 397
  - ◎子ども青少年政策課 11
    - ●子ども青少年政策係
    - ●枚方公園青少年センター係
  - 私立保育幼稚園課 13
    - ●給付係
    - ●事業推進係
  - 公立保育幼稚園課 210
    - ●管理運営係
    - ●整備係
    - ●用務係
    - ●調理係
    - ●保健係
  - ひらかた子ども発達支援センター 58
    - ●庶務・リハビリ係
    - ●相談支援係
    - ●なのはな係
    - ●すぎの木係
    - ●地域子育て・心理係
  - 保育幼稚園入園課 15
    - ●利用調整係
    - ●利用者負担額決定徴収係
  - まるっとこどもセンター 85
    - ●総務企画係
    - ●保健事業係
    - ●親子教室係
    - ●乳幼児健診係
    - ●北部保健・相談係
    - ●中部保健係
    - ●中部相談係
    - ●東部保健・相談係
    - ●南部保健係
    - ●南部相談係
- 環境部 174 [7]
  - ◎環境政策課 12
    - ●総務・衛生係
    - ●脱炭素推進係
    - ●保全係
  - 循環型社会推進課 19[6]
    - ●庶務・東部用地係
    - ●循環型社会推進係
    - ●減量推進係
    - ●編成開発係
  - 環境事業課 73
    - ●特別受付係
    - ●特別・臨時収集係
    - ●資源持ち去り対策係
    - ●資源物収集係
    - ●管理・庶務係
    - ●委託管理係
    - ●収集相談窓口係
    - ●古紙等収集係
  - 穂谷川資源循環センター 24
    - ●庶務係
    - ●管理計画係
    - ●施設管理係
    - ●資源再生係
  - 東部資源循環センター 10
    - ●施設運営係
    - ●運転管理係
  - 広域処理推進課 4
    - ●広域推進係
  - 希釈放流センター 15
    - ●管理係
    - ●収集・処理係
  - 環境指導課 14
    - ●相談監視係
    - ●事業所指導係

- 都市整備部 143
  - ◎都市計画課 9
    - ●総務係
    - ●計画係
  - 住宅まちづくり課 15
    - ●空き家・耐震係
    - ●景観・住宅係
  - 市街地開発課 8
    - ●まちづくり推進第一係
    - ●まちづくり推進第二係
  - 連続立体交差課 8
    - ●事業推進第一係
    - ●事業推進第二係
  - 施設計画課 7
    - ●計画調整係
    - ●事業推進係
  - 施設整備課 39
    - ●建築第一係
    - ●建築第二係
    - ●設備第一係
    - ●設備第二係
    - ●設備第三係
  - 施設管理課 24
    - ●土木・用地係
    - ●メンテナンス係
  - 開発調整課 13
    - ●管理・開発係
    - ●建築係
  - 審査指導課 16
    - ●開発係
    - ●防災係
    - ●建築係
- 土木部 112
  - ◎土木政策課 10
    - ●政策・総務係
  - 道路河川整備課 13
    - ●幹線道路整備係
    - ●生活道路・河川活用係
  - 道路河川管理課 16
    - ●明示・開発係
    - ●管理・占用係
    - ●受付係
  - 道路河川補修課 25
    - ●工事委託係
    - ●道路補修係
    - ●街路樹係
    - ●初動・清掃係
  - 公園みどり課 32
    - ●経営・整備係
    - ●管理・緑化係
    - ●公園北部係
    - ●公園中部係
    - ●公園南部係
  - 交通対策課 7
    - ●交通対策・経営係
  - 用地課 6
    - ●用地・委託係
- 会計管理者
  - 会計課 9
    - ●審査係
    - ●出納・運用係

- 上下水道事業管理者
  - 上下水道局 191
    - 上下水道部 191
      - ◎上下水道総務課 10 ●総務係
      - 上下水道政策課 11
        - ●上水道政策係
        - ●下水道政策係
      - 上下水道財務課 16
        - ●財務係
        - ●営業料金係
      - 上水道管理課 12
        - ●給水・調査係
        - ●総務・管理係
      - 浄水課 20
        - ●浄水管理係
        - ●施設管理係
        - ●水質管理係
      - 上水道工務課 18
        - ●建設第1係
        - ●建設第2係
      - 上水道保全課 25
        - ●総務・工事係
        - ●保全係
        - ●修繕係
      - 下水道管理課 16
        - ●管理係
        - ●排水設備係
        - ●総務係
      - 下水道整備課 19
        - ●汚水整備係
        - ●汚水ストック・老朽化係
        - ●雨水整備係
      - 下水道施設維持課 39
        - ●維持管理係（北部）
        - ●維持管理係（南部）
        - ●管路係
        - ●設備係
        - ●設備管理係
        - ●調査係
        - ●総務・改良係

- 病院事業管理者
  - 病院長
    - 診療局 123
      - 診療科
        - ●内科　●循環器内科　●呼吸器内科
        - ●小児科　●乳腺・内分泌外科
        - ●形成外科　●整形外科　●脳神経外科
        - ●心臓血管外科　●呼吸器外科
        - ●皮膚科　●泌尿器科　●産婦人科
        - ●眼科　●耳鼻いんこう科
        - ●リハビリテーション科　●放射線科
        - ●歯科口腔外科　●麻酔科　●救急科
        - ●病理診断科　●精神科
      - 手術部 －
      - 消化器センター
        - ●消化器内科
        - ●消化器外科
      - 健診センター －
      - 中央検査科 18
      - 栄養管理科 6

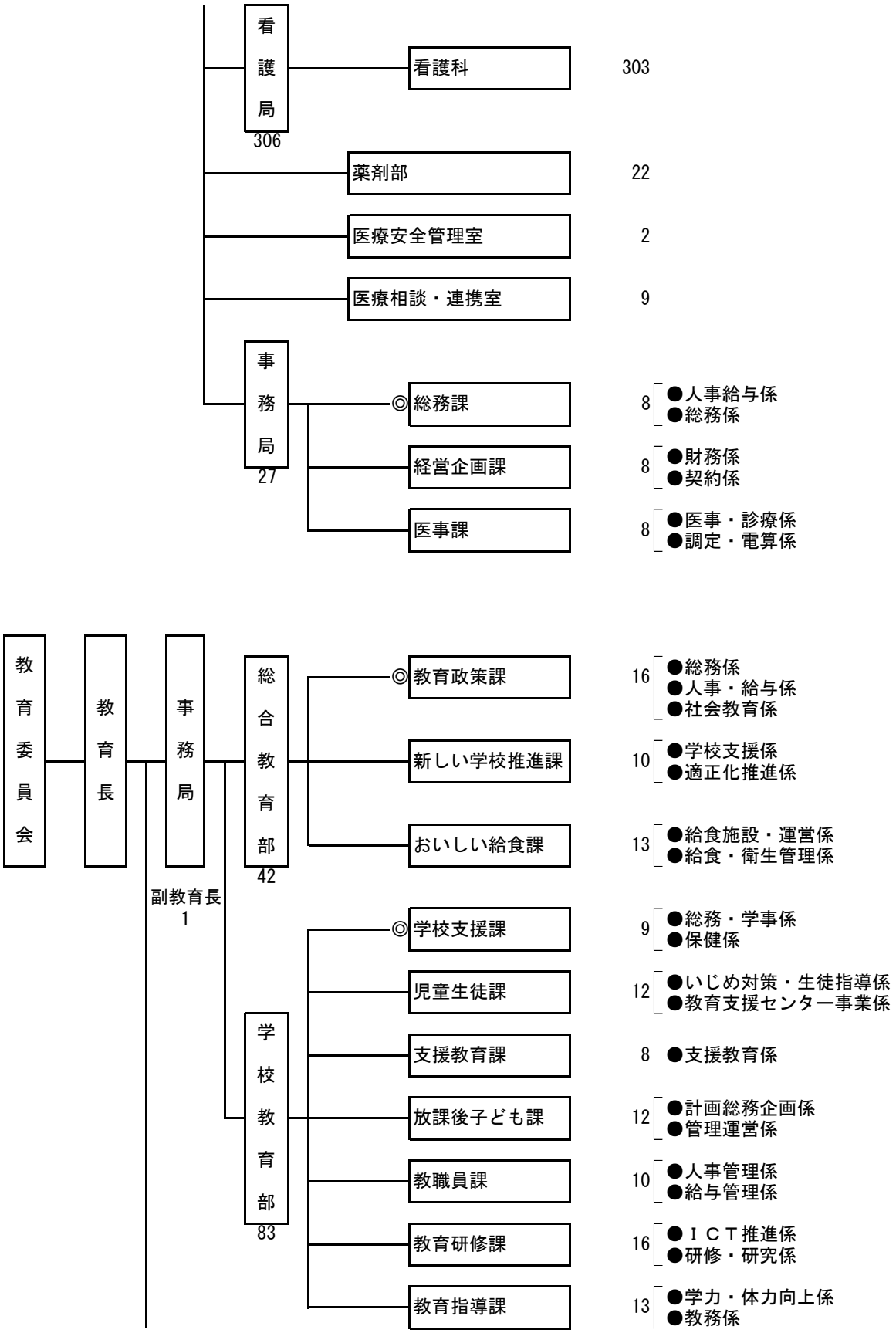
看護局
306
看護科
303
薬剤部
22
医療安全管理室
2
医療相談・連携室
9
事務局
27
◎総務課
8
●人事給与係
●総務係
経営企画課
8
●財務係
●契約係
医事課
8
●医事・診療係
●調定・電算係
教育委員会
教育長
事務局
副教育長
1
総合教育部
42
◎教育政策課
16
●総務係
●人事・給与係
●社会教育係
新しい学校推進課
10
●学校支援係
●適正化推進係
おいしい給食課
13
●給食施設・運営係
●給食・衛生管理係
学校教育部
83
◎学校支援課
9
●総務・学事係
●保健係
児童生徒課
12
●いじめ対策・生徒指導係
●教育支援センター事業係
支援教育課
8
●支援教育係
放課後子ども課
12
●計画総務企画係
●管理運営係
教職員課
10
●人事管理係
●給与管理係
教育研修課
16
●ＩＣＴ推進係
●研修・研究係
教育指導課
13
●学力・体力向上係
●教務係

教育機関 112	第一学校給食共同調理場	―	
	さだ西学校給食共同調理場	10	
	招提学校給食共同調理場	2	
	長尾学校給食共同調理場	4	
	桜丘北学校給食共同調理場	3	
	春日学校給食共同調理場	4	
	藤阪学校給食共同調理場	4	
	教育文化センター	―	●教育文化センター係
	中央図書館	27	●総務係 ●選書係 ●子ども・学校図書館支援係 ●一般書・参考資料係 ●雑誌・バリアフリー係 ●館外サービス係
	小学校　44校	28	
	中学校　19校	4	
	幼稚園　6園	26	
選挙管理委員会	事務局	7	●選挙係 ●啓発係
監査委員	事務局	7	●調査Ａ係 ●調査Ｂ係
農業委員会	事務局	6	●農業委員会事務局係
公平委員会	事務局	―	
固定資産評価審査委員会			

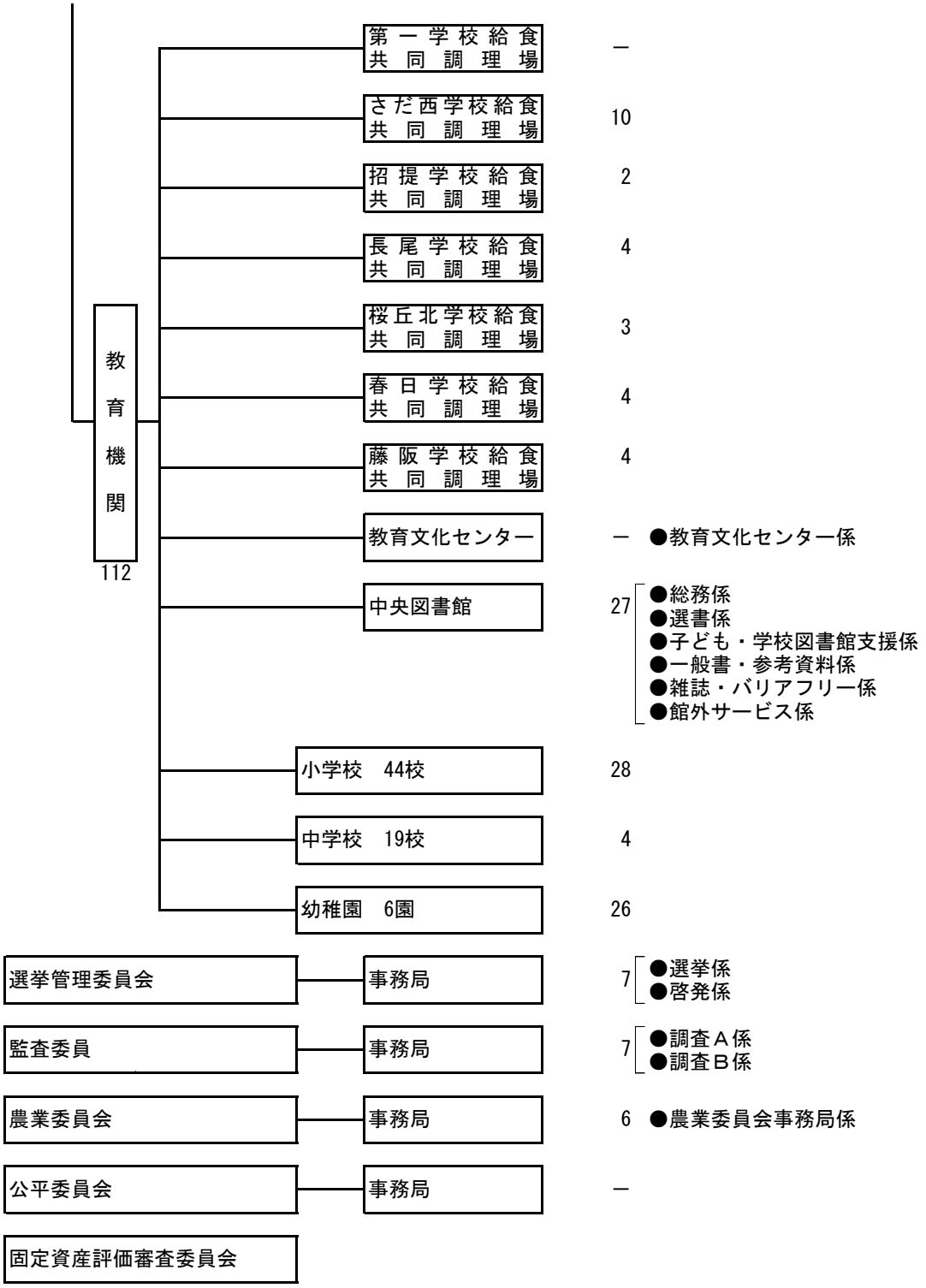

機　関　名	組織数			係	職員数
	部	センター	課		
市議会事務局	-	-	2	3	19
市長部局	14	1	75	197	1,570
会計課	-	-	1	2	9
上下水道局	1	-	10	28	191
市立病院	-	-	3	6	494
教育委員会	2	-	10	20	238
選挙管理委員会事務局	-	-	-	2	7
監査委員事務局	-	-	-	2	7
農業委員会事務局	-	-	-	1	6
外郭団体等（派遣）	-	-	-	-	8
合　計	17	1	101	261	2,549

〔注〕①市長部局の組織数には、公の施設（課とみなすものに限る。）を含む。
また、福祉事務所及び保健所は、部組織として計数し、センターとしてはまるっとこどもセンターのみを計数。
②市立病院及び教育委員会の組織及び係は、事務局のみを計数。

５．憲章・都市宣言

枚 方 市 民 憲 章

《前　文》

わたしたちは、京・大阪の中間に位し、自然美と歴史にめぐまれて発展しつづけている枚方の市民です。自然と調和した生活環境のなかで、平和で豊かなくらしをすることが、わたしたちすべての願いです。

枚方を郷土として愛するわたしたちが、いまおしすすめられている地域開発、社会開発を放置すれば、生活環境を破壊され、都市生活の基盤をくずされ、くらしと生命の危険にさらされる事態を招くおそれがあります。

わたしたちはここに、みずからの責任と誇りをもって、民主主義の憲法を生活のなかに生かし、住民自治を実現し、生活都市、文化、教育都市を建設していくためにこの枚方市民憲章を制定します。

《本　文》

わたしたちは、健康で文化的な生活を営む権利を確認し、市民生活優先の原則を貫く市政をすすめます。

わたしたちは、花と緑と太陽のまちをめざし、自然と生活環境を破壊せず、あらゆる公害の防止と排除につとめます。

わたしたちは、福祉社会を実現し、老人が敬愛され、青年や子どもたちが、夢と希望の持てる社会をつくります。

わたしたちは、手をたずさえて、文化・教育の向上をはかり、文化遺産をまもり、健全な家庭をきずきます。

わたしたちは、自由と平和を愛し、教養を高め、お互いに人間を尊重する市民道徳をまもります。

〈昭和４６年１月１４日制定〉

枚 方 市 高 齢 社 会 憲 章

わたしたち枚方市民は、今日の社会を築き、その進展に寄与してきた高齢者が社会の一員として敬愛され、いつ、いかなるときも人間として尊ばれる福祉都市枚方をめざして、この憲章を制定します。

わたしたち市民は、高齢社会の問題を市民全体の問題として認識し、この憲章を市政に反映することはもとより、日本国憲法の理念に基づき、ともに連帯してこの憲章の精神を実現することにつとめます。

一、わたしたちは、みずからも高齢者になることを自覚し、
生涯を通じ、心身の健康づくりにつとめます。

一、わたしたちは、高齢者とふれあいを深め、互いに支え合い、
思いやりのある地域づくりをすすめます。

一、わたしたちは、高齢者の知恵と経験を大切にし、
それを活かす機会と場をともにひろげます。

一、わたしたち高齢者は、すすんで気力と体力を養い、
みずから生きるよろこびをみいだします。

一、わたしたち高齢者は、いつまでも学ぶ心を失わず、
心豊かに生きるようつとめます。

一、わたしたち高齢者は、地域活動に参加し、交流を深め、
ともに住みよい社会をつくります。

〈平成４年８月１日制定〉

交 通 安 全 都 市 宣 言

最近の経済発展に伴う都市交通のふくそうは、いよいよ激化し、これによる交通事故も逐年増加の一途をたどり、わが枚方市に於ても、きわめて深刻な様相を呈し、人命に対する脅威は日ごとにつのるばかりである。而してまさに大きな社会問題となっている。

もとより、交通の安全を確保し、円滑を図ることは、警察の使命ではあるが、激増せる交通事故の大半は人為的に基因するものが多く法規の遵守交通道徳の涵養、又交通環境の整備等によって、その殆んどは阻止し得るものであり、その絶無も可能と信じられる。

従って、すみやかに交通の惨禍を、さん除して、その安全を確保し、市民の福祉をまもることは、地方自治体の義務である。

よって、本市は、道路施設は、もちろん環境の改善刷新を強力に推進するとともに、市民の積極的なる協力を求め、自主的な交通安全思想の普及と道徳の高揚により住みよい都市を実現すべく、ここに枚方市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

〈昭和３７年３月３１日〉

精 神 衛 生 都 市 宣 言

現代科学は、加速度的に進歩発展し、物心両面にわたって国民生活を著しく向上させているが、その恩恵は国民全体に十分に及んでいるとはいえない。

特に精神障害者に関する問題について、社会は依然として非近代的な態度をもって臨みがちであり、これら苦難を負った自ら訴えることのできない人びとはますます社会のふちに沈み、現代科学の恩恵を受けるにはあまりにも隔絶された状態に放置されているといっても過言ではない。このような状態は人間の尊厳と互恵の精神を希求する現代社会の理想とはなはだしく矛盾するものである。

精神の障害は、現代の医学並びに社会科学をもってすればその予防と救済は必ずしも困難ではないのであって、社会はその有する全機能を最高度に発揮して、すべての国民の精神生活の向上と安全に寄与しなければならないはずである。

よって、わが枚方市全市民は相携えて精神障害問題の解決と市民生活における精神衛生施策の確立に寄与するため、ここに枚方市を精神衛生都市とすることを宣言する。

〈昭和４６年１２月２０日〉

暴 力 排 除 都 市 宣 言

枚方市は、平穏な市民生活をむしばむ各種暴力から市民を擁護するため、あらゆる暴力を排除し、明かるく平和な生活環境の確立を目指し、行政並びに市民総ぐるみで、下記事項を強力に実践することを相互に誓い合うため、ここに枚方市を暴力排除都市とすることを宣言する。

記

一、　暴力団および同容疑団体並びに、これらの影響下にある業者またはその構成員が経営し、あるいは役員となっている業者に対し、一切の公共事業に関与させない。
一、　市民会館をはじめ、すべての公共施設について暴力団またはその容疑のある者から使用申請があった場合、これを拒絶する。
一、　暴力団及びその構成員が主催し、または施主となっている各種行事に対して、公共地域団体及び公務員による賞牌の提供及び供花並びに出席を行わない。
一、　市民は暴力団の資金源となるような押売、寄付、強要等に対して、勇気をもってこれを拒絶し、または競輪、競馬等の私設車馬券を利用しない。
一、　市民は暴力行為を見たり、聞いた場合、事の大小にかかわらず、警察に連絡し、犯人検挙に協力する。

〈昭和５０年１０月１５日〉

非 核 平 和 都 市 宣 言

全世界の平和と安全は、全人類共通の念願であり、よりよい生活を築き、守り、維持していくための基本理念であります。

しかるに、それらの念願、理念に反して、究極戦争の道具である核兵器は、依然として拡充、拡散され、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

私たちは、原子爆弾投下による被爆の体験を通して、平和を希求する誇り得る憲法を持ち、戦争の放棄を誓っています。

地球上から戦争と核兵器をなくすことは、日本国民の責務であります。平和を求め、核兵器廃絶を叫ぶ大衆の声は、ここ数年、時を追って大きくなってきています。

枚方市は、平和を愛する人達の住む町として核兵器の廃絶、製造設備及び手段の廃棄を訴えて、ここに非核平和都市となることを宣言します。

〈昭和５７年１２月２１日〉

人 権 尊 重 都 市 宣 言

わたしたちは
おたがいをおもいやり
ときにはゆずりあい
平和で
人にやさしいまちにくらしたい

人を
生まれや
女と男のちがいや
障害のある・ないなどで
差別せず
一人ひとりを大切にしあいたい

　わたしたちは、これらの願いを実現するため、
ここに枚方市を人権尊重都市とすることを宣言する。

〈平成５年１２月１７日〉

健 康 ・ 福 祉 推 進 都 市 宣 言

老いも若きも障害のある人もない人も
すべての市民が人として尊ばれ
住みなれたまちで
安心して健やかに暮らすために
だれもが
いつでも
どこでも
必要な保健・医療・福祉を享受できる
健康と福祉のまちづくりを
市と市民が一体となって進めることを決意して
ここに枚方市を
健康・福祉推進都市とすることを宣言します。

〈平成６年３月７日〉

（昭和６２年１２月に行った「健康都市宣言」を発展させ、「健康・福祉推進都市宣言」を行いました。）

６．名誉市民

市民又は市に特に縁故の深い者で、政治、経済、学術その他広く社会文化の進展に貢献し、著しくその功績があった者に対し、枚方市名誉市民の称号を贈り、わが郷土「ひらかた」の誇りとして、永くその功績をたたえることを目的として、昭和４３年１２月１９日に枚方市名誉市民条例が公布された。

この条例が制定されるまでに、５人の方々に対し、議会の単独議決で名誉市民の称号を贈った。

名誉市民の称号を贈った方々は次のとおり。

	氏　　名	生年月日	称誉年月日	称　誉　理　由
1	中村徳次郎氏	安政 5.10.10	昭和 31.12.19	100 歳以上の長寿者
2	西村たき氏	安政 4. 5.26	昭和 31.12.19	100 歳以上の長寿者
3	田中太介氏	明治 9. 8. 7	昭和 37.10.19	庁舎竣工記念等に寄附
4	北山小治氏	明治 12. 4.12	昭和 37.10.19	元樟葉村村長、元市議会議員
5	三木喜三郎氏	明治 16. 8. 6	昭和 37.10.19	元山田村村長、元枚方町議会議員
6	寺嶋宗一郎氏	明治 25.11. 5	昭和 43.12.19	元市長
7	畠山晴文氏	明治 26. 2.25	昭和 43.12.19	元市長
8	水川清一氏	明治 33. 7. 2	昭和 55. 3.28	元大阪音楽大学学長
9	田中興哉氏	明治 26. 8.30	昭和 55.12.19	元枚方市社会福祉協議会会長
10	長山泰政氏	明治 26.12. 4	昭和 59.12.19	元枚方体育協会会長、 元近畿大学法学部教授
11	西本そとの氏	明治 31.11.22	昭和 59.12.19	枚方市母子福祉会会長、 府母子寡婦福祉連合会理事長
12	森繁久彌氏	大正 2. 5. 4	昭和 59.12.19	俳優、日本俳優連合理事長
13	北牧一雄氏	大正 6. 7.25	平成 4.12.10	元市長
14	山村富造氏	昭和 2.10.27	令和 元.6.27	元市長、元市議会議員、元津田町議会議員、元大阪府議会議員